

申請に対する処分

処分名	給水装置の新設等の申込み（承認）
根拠法令	水道法，水道法施行規則，奄美市給水条例奄美市給水条例施行規程，奄美市給水装置工事施行基準
所管課	水道課

1 審査基準

(1) 給水装置の新設等の申込み（条例第 5 条及び規程第 2 条から 5 条まで）

給水装置を新設，改造，修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は，市長の定めるところにより，あらかじめ，市長に申し込み，その承認を受けなければならない。

申請の様式は規程第 2 条から 5 条までに定める各種様式による。

(2) 工事の施行及び検査（条例第 7 条及び規程第 6 条）

給水装置工事は，市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者

（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

(3) 前号の規定により，指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は，

あらかじめ，市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け，かつ，工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。検査申請の様式は規程第 6 条に定める様式による。設計審査及び審査内容は奄美市給水装置施行基準による。

2 標準処理時間

申請受付処理及び設計審査等についてはおおむね 7 日

工事検査は工事完了後のため申請内容により差異あり。（おおむね 3 0 日）